

石垣市特産品プロモーション事業

島の暮らしと伝統工芸品・島の手仕事振興プロジェクト業務

委託事業者募集要項

石垣市

1. 業務の説明

(1) 業務の名称

島の暮らしと伝統工芸品・島の手仕事振興プロジェクト業務（以下「本業務」という。）

(2) 公募の目的

本業務の実施にあたり、当該業務に係る提案（以下「企画提案書」という。）及び見積書（以下「見積書」という。）を求め、その内容等を総合的に比較し、最も適格と判断される事業者を選定する公募型の提案プロポーザル「以下「プロポーザル」という。」を実施する。

(3) 業務の内容及び要求仕様書

別紙「島の暮らしと伝統工芸品・島の手仕事振興プロジェクト業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 業務履行期間

本業務の契約を締結した日から平成 29 年 3 月 30 日までとする。

2. 参加資格要件

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

尚、協定に基づき設立する共同体事業者、履行体制届の提出による業務連携も可。

①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。

②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき、更生手続き開始の申し立てが、なされていない者。

③民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき、再生手続き開始の申し立てが、なされていない者。

(2) 参加申込について

本プロポーザルへの参加の意思を「参加申込書（様式第 1 号）」に明記して、平成 28 年 9 月 30 日（金）午後 5 時までに提出すること。

その他企画提案書、指定する書類は平成 28 年 10 月 6 日（木）午後 5 時までに提出すること。

3. 提出書類の提出

(1) 提出先

〒907 - 8501 沖縄県石垣市美崎町 14 番地 石垣市企画部商工振興課

(2) 提出方法

提出期限内に持参又は郵送すること。

参加申込書については、PDF データをメール提出でも可。

(3) 提出（募集）期間

□参加申込書

平成 28 年 9 月 26 日（月）～平成 28 年 9 月 30 日（金）午後 5 時まで。

□その他の提出書類

平成 28 年 9 月 30 日（金）～平成 28 年 10 月 6 日（木）午後 5 時まで。

(4) 提出書類及び提出部数

平成 28 年 9 月 30 日（金）午後 5 時必着

①参加申込書（様式第 1 号）1 部 ……メール提出可。

平成 28 年 10 月 6 日（木）午後 5 時必着

以下の書類は持参又は郵送

②企画提案書（任意様式） 7 部

※別紙「仕様書」記載の業務成果目標と業務委託内容に対応する手法、シナリオ、成果イメージや取組み等を提案すること。

③見積書（任意様式） 7 部

④業務の履行体制計画書（様式第 2 号） 7 部

⑤業務の遂行スケジュール（任意様式） 7 部

4. 審査

本プロポーザルにおける提案内容の審査は、選定委員会を設置して企画提案書類等を資料として、面談形式で実施するものとする。

(1) プロポーザル審査日

平成 28 年 10 月 12 日（水）午後 15 時に石垣市内で予定し、詳細は応募者に連絡する。

(2) 審査

仕様書に対する提案、見積書、業務遂行の体制やスケジュール等を総合的に評価のうえ、もっとも優れていると判定された事業者を本業務契約の優先交渉権者として選定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザルを行った事業者に対し通知する。

5. 質疑応答について

(1) 質問の受付及び回答方法

本プロポーザルに対する質問は電子メールのみで行うとし、回答も電子メールのみで行う。nishime@city.ishigaki.okinawa.jp

(2) 受付期間

平成 28 年 9 月 26 日（月）～平成 28 年 10 月 5 日（水）正午まで。

6. 契約に関する基本的事項について

(1) 契約方法

優先交渉権者が、本市と契約締結の交渉を行う。なお、交渉の結果、合意に至らなかったときは、次点の者を交渉権者として、契約締結の交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、企画提案書、見積書及び交渉協議に基づくものとする。

7. お問い合わせ先

石垣市役所企画部商工振興課 担当者 西銘

電話 0980 - 82 - 1535 電子メール nishime@city.ishigaki.okinawa.jp